

# 一般社団法人清田区風の谷協働研究ラボ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人清田区風の谷協働研究ラボと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市清田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、清田区の豊かな自然と調和してすべての人が気持ちよく暮らせるまちづくりを市民の視点から推進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 自然と調和して暮らすための空間づくり、ルールづくり及び普及啓発
- (2) 健康になるまちづくり
- (3) エネルギーの地産地消の推進
- (4) 地域協働による多様なエコ・モビリティの確保
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人のWEBサイトに掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の3日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第12条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において出席社員のうちから議長を選出する。

#### **第4章 役員等**

(員数)

第14条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 1名

(選任等)

第15条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第17条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第19条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第20条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益

が相反する取引

(責任の一部免除)

第21条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件を満たす場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(アドバイザー)

第22条 専門的立場や経験から当法人の事業について助言をするアドバイザーを必要に応じて置く。

- 2 アドバイザーは代表理事が選定し、社員総会で報告する。
- 3 アドバイザーの任期は特に定めず、アドバイザーからの依頼又は当法人からの依頼で任を解くまでとする。
- 4 アドバイザーへの報酬は社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(剰余金)

第25条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2022年6月30日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 一瀬啓恵

設立時理事 河野英司

設立時理事 田崎勇二

設立時理事 能瀬眞奈美

設立時理事 能瀬与志雄

設立時理事 見付均

設立時代表理事 能瀬眞奈美

設立時監事 川端一真

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

市 号

一瀬啓恵

市 号

河野英司

市 号

田崎勇二

市 号

能瀬眞奈美

市 号

能瀬与志雄

市 号

見付均

(法令の準拠)

第32条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人清田区風の谷協働研究ラボ設立のため、設立時社員一瀬啓恵他4名の定款作成代理人兼設立時社員能瀬与志雄は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

2022年1月1日

設立時社員 一瀬啓恵

設立時社員 河野英司

設立時社員 田崎勇二

設立時社員 能瀬眞奈美

設立時社員 見付均

定款作成代理人兼設立時社員

能瀬与志雄

電子  
署名